

2025年2月

## 第43回日本美容皮膚科学会総会・学術大会における 演題発表についての遵守事項のお知らせ

このたびは第43回日本美容皮膚科学会総会・学術大会において発表をご検討頂き誠にありがとうございます。

そのような折り、誠に申し訳ございませんがお願い致したいことがございます。厚生労働省は「美容医療の適切な実施に関する検討会」を昨年4回開催し、11月に報告書をまとめております。そのなかで、美容系関連学会においても「国民に対して正しい情報を伝達するための取組を行うべき」とされ、なお一層のコンプライアンスとガバナンスが求められることとなっております。

つきましては平成30年4月1日に施行されました「臨床研究法」を学会発表におきましては遵守頂きたく、特に下記のお願いを申し上げます。

- 1) 未承認・適応外の、もしくは、企業等から資金提供を受けた医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品等の臨床研究においては、臨床研究法に従い認定臨床研究審査委員会の審査を受ける必要があります。演題登録前にこちらの「特定臨床研究の該当性に関するチェックリスト」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000429043.pdf> により演題の内容をチェック頂き、特定臨床研究に該当する場合は認定臨床研究審査委員会の審査を通過した研究のみを発表くださるようお願い申し上げます。
- 2) 提出された演題について日本美容皮膚科学会の理事・代議員を含めたエキスパートのレビューを行います。特定臨床研究の該当性があるにも関わらず、認定臨床研究審査委員会の審査を受けていない等、臨床研究法に抵触している可能性を指摘された場合、また、倫理的問題が認められる場合、内容の改訂をお願いすることがあります。十分な改訂がされない場合は残念ながら演題を非採択とさせて頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 3) 演題に含まれる研究の特定臨床研究の該当性をご不明であれば、厚生労働省の相談窓口 <https://www.rinsyoukenkyuu-md.mhlw.go.jp> にお問い合わせくださればと思います。
- 4) 観察研究は特定臨床研究には該当しませんのでご参考ください。

※観察研究：研究の目的で検査、投薬その他の診断又は治療のための医療行為の有無及び程度を制御することなく、患者のために最も適切な医療を提供した結果としての診療情報又は資料を利用する研究